

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年8月31日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「(公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第357号）附則第2条の規定の経過措置により、なお従前の例によることとされた昭和31年3月31日までに生まれた者を含む。）」を削る。

別表名波ハイタウンの部中

「

11	平成10	特定公共賃貸住宅
----	------	----------

」を

「

11	平成10	準公営住宅
----	------	-------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

名波ハイタウン8号棟を準公営住宅として管理することにより当該住宅の利用促進を図るため、及び時の経過により不要となった規定を削るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。